

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）（衆議院提出）要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の秘書の全給料月額を改定するとともに、平成二十八年十二月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。

二、平成二十九年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一のうち給料月額を改定する規定については平成二十八年四月一日から適用し、二については平成二十九年四月一日から施行すること。